

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 8 月 1 4 日

大阪法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号 令和 8 年第 3 9 号

対象土地 堺市北区百舌鳥梅町一丁 3 3 1 番 6
同所 3 3 1 番 1

2 関係人の氏名又は名称

対象土地関係人 劉 文 欽

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る実地調査の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。